

中屋敷：再開をさせていただきたいと思います。高木議員におかれましては署名をいただきありがとうございます。ありがとうございました。ご確認されているわけですね。

高木功：はい。

中屋敷：ありがとうございます。さて、資料をご提出いただいた中で、やはりこの光熱水費一覧表をご覧くださいと思います。高木議員がこの常盤2丁目9番19号にロムスさんですね？

高木功：はい。

中屋敷：に、住所を移されたのが令和5年5月17日ということでございます。令和5年のもの、これは実際は総務には一度上がったものをお預かりして直したということ、要は、そこが住所であるならば、政務活動費の支出は適していないんじゃないですか？ということ、訂正したんだよね。

事務局：そうです。

中屋敷：その事実に間違いはないですね。高木議員？

高木功：そうですはい。

中屋敷：一覧表をずっとご覧いただくと、令和4年度、2年度、3年度、4年度って出てくる中で、正直、居住実態が明らかにならないなっていうふうに思うわけです私はね。皆さんがどう思われるか、要は事務所として使っていたときと、住居としてそこに住所を移すさけてからの支出、これに大きく差がないというところが疑問が残るところであって、そういう状況の中で、高木議員がここにお住まいになってらっしゃるのかなのかわからない。それについてまずご説明をいただけますかね。

高木功：もちろん私は住んでいるということを前提で申し上げさせていただいております。はい。それ以上それ以下でもなくてですね・・・

中屋敷：いや、だから今僕の話は聞いていただいたと思いますけれども、その光熱水費の一覧を拝見すると、要は事務所として使っていたときと、住居であるというところの数字の乖離、いわゆる当然住居としてお使いになっていけば増えるわけですね。それが増えていないという事実がここには見えるわけです。これは公のものは直したけれども、自民党の県議団としては正しい申告をしてくださいという誓約を交わさせていただいておりますので、その部分では、正しい申告には、当時なっていなかったからこそ直してるといことはご理解いただけると思います。ちょっと私から見ると、どうしてもここにお住まいになってるように見えないんだけど、それについてもご説明いただかないとですね、どうも腑に落ちないわけですよ。

高木功：あの言わせていただきます。私は単身で住んでおりますが、まず一つは、要するに家族はいるんですけれども、家内とは別居状態のものなので、それですので特別に洗濯とかそういうところをここでしてるわけではありませんし。その点においては普通に何ていうんでしょうか、あのぉ何て言うんでしょうかね、普通の人より水道だとか光熱費というものはかからないってのはそうなのかなというふうに思っております。

中屋敷：それはご自身が思われるのはそれでいいのかもしれませんが。

梅澤佳：風呂も入ってないんですか？

高木功：いや、もちろんお風呂はですね、本町2丁目に銭湯がありまして、そこによく通っております。それであともう一つは、私週末には川口の実家の方に帰っておりますので、その点、ほぼ月曜日

から金曜日の間はこちらでということになります。また、もう一つは・・・

梅澤佳：こういう電気代っていうのは、あり得ないんじゃないかと思うんだけど、電気代がどうなんですかね。

高木功：いや、そういうふうに説明せざるをえなくてですね、それ以上のことでも、いや、皆さん疑ってらっしゃるならばそうなんだこれが事実ですとしか言いようがないんだから。

中屋敷：もう基本にご自身でご説明いただく以外に方法はないんです。我々は常識としてこの数字が住居している、私も今1人で住んでますけど、こんな数字じゃないですから。

関根信：会長これ、2年から4年までは政務事務所だったんですか？

中屋敷：そういうことですね。

関根信：政務事務所で5年からの・・・

中屋敷：住所になってると。

関根信：住所になったってこと。変化がないっていうのはちょっとおかしい感じがするね、これね。いくらなんだって住んでたら毎日電気が使うわけだしね。

高木功：もちろんそうですが。

関根信：こんな単価にならないでしょ。

新井豪：事務所時代の半分になってますからね。

高木功：いや、そういうふうに言われても何とも私も・・・

関根信：これだって事務所で政務事務所で使ってるよりも単価が低いってこと自体おかしいよこれ。

高木功：おかしいというふうに言われても。

関根信：365日住んだとするなら、もっと。

高木功：だから365日は住んでいないと申し出ているじゃないですか？

関根信：住んでないんだ？

内沼博：土日は実家に帰ってる。お風呂は銭湯に行ってるでしょ？

高木功：銭湯も行ってますし、だっただご承知のように、1人で風呂に水を溜めたところでもったいないじゃないですか。

新井豪：じゃあ、事務所のときにこれだけの単価になっているのはどういうことですか？

高木功：それはもちろん秘書も使ってますし、様々な水を使ったりとか、様々やっていますから。とはいえ、本当にそれ以上でもそれ以下でもなくて、もしもいや本当にこれ以上の何て言うんですか説明ってできないので、どういうふうに説明をしたらよろしいでしょうか？

関根信：政務事務所を移したの？

高木功：政務事務所は一緒になってます。

中屋敷：一緒だから取り下げてるわけです5年分は。

内沼博：なくなっちゃったからね。

中屋敷：そう。まずさっきもお話したけど、活動費として請求をした行為そのものは誓約に違反しているということはお伝えしておきます。それも大問題です。自民党県議団と交わした誓約ですから。

関根信：そうするとこれ5年度は事務所費のやつは引いた残りが2,5000円ってこと？

中屋敷：そうじゃない。要はもう全部政務活動事務所として利用したって出したまま取り下げているってことです。

内沼博：だから令和5年の5月でしたっけ？

中屋敷：うん。

内沼博：それから先の支出は全部取り下げたってことですよね？

中屋敷：そう。だから書類上は、今事務局が持ってらっしゃいますけれども、一度ご提出いただいたものはあるけれども、これは住所変更されているのだからってということで全部下げてということです。ただ数字としては係数が残っちゃってますから、自民党県議団にまず提出いただいたものが。だから、説明ができないということですかね？

高木功：それ以上の説明が出来ないということです。現に住んでいますということしか言えなくて、それを「お前住んでないんじゃないか、こんなに量は少ないんじゃないか？」と言われても、私としては、何でしょうか説明しようがないってことは・・・

中屋敷：過去にも、例えば見沼区の井上議員だとかはそういったことで議員お辞めになってらっしゃいます。

高木功：はい。

中屋敷：それぐらいのことだという認識を持ってもらわなければ困りますので、それをお伝えさせていただきます。で、ここに住んでいるだけではないというのは、お話としては出ましたけれども、そうだとすると、これ非常に苦しいと思うよ。

高木功：なんていうんでしょうか、今私皆さんにこういうふうに説明はできるのはしておりますけれども、もしもこれ以上の説明が必要だったらまさに私の弁護士も通してやらせていただきたいと思っております。

中屋敷：これ、弁護士の案件じゃないからね。

高木功：いや、そうなんですけれども、私自身の説明が何というんでしょうか、納得いっていただかないんだったらば、それは私はこれ以上は言えませんが、そういうふうにして私はしていただきたいというふうに思っております。

中屋敷：むしろ僕は、離団なさった方がいいんじゃないかなと思います。議員としてのお立場を続けたいんであれば。

高木功：考えさせていただければと思います。

関根信：弁護士入れるとなったらもう離団してもらえないよね。そうじゃないと話できないよね。

高木功：考えさせてください。

内沼博：そりゃそうだよね。

新井豪：ちょっとごめんなさい。ちょっと細かい話聞きたいんですけど、令和4年5月、この1月の電気代が2分の1以下じゃないですか、逆の聞き方しますけど、じゃあ事務所として使ってたこの4年の1月が普通に住んでたときよりも2倍以上に電気を使ってるってのは、これ事務所を秘書が使っていたとしても、土日は休みですよ？これなんで？

高木功：変な言い方になってしまいますけれども、いちいち毎回の今年はいくらかかった今月は高かった、今月は安かったなみたいな形でいちいち気にしながら、こういうふうなものを出したわけじゃないので、「何でだ？」と言われても、ちょっと昔の話なので分からないっていうのが正直なところですね。「何でこういうふうになっちゃったのか？」と言われてたときに、いや私自身がちょっと説明ができないということです。

新井豪：これ説明しないと、例えば一般の人に、これもしね、この案件がね、もしもの話だけど、マスコミに出たときに、これどういうことだ？って言われたら、それは説明できませんと。

中屋敷：説明責任になっちゃう。

高木功：そうかもしれません。いや前のことなのでなんでこのときに増えたのか？って言われても、明確に皆さんが「あぁそうなんだ。」っていうふうなことを私自身も逆にこういう風な一覧表を見て増えてるっていうふうに指摘を受けてあぁそうなんだというふうに思うくらいですので、それについてはご説明できないということですね。

中屋敷：議員として政務活動費の使途をこれこれこういうふうに使いましたということを正確にご提出をいただきたいというのは県議団として団員としては制約を結んでいただいているはずでございます。

高木功：それは、はい。

中屋敷：いやそれは分からないっていう説明では説明責任を果たしたとは言えない。

関根信：ねぇ。今後弁護士にあれしてくれなんてとんでもない話だよ。そんな自分で責任をちゃんと果たしなよ。

高木功：待ってください。そういう風に恫喝をしないでください。

中屋敷：関根先生。大きい声はなさないで。

関根信：例えば令和5年のガス代なんか、これみんな基本料金でほとんど使ってない料金のご請求、また下水道だって、この6、7、8、9、10、11とほとんど使ってないってことはないってことだよこれ。

高木功：いや、そういうふうに断言されるんだったらば、そういうふうに私は違いますとしか言いようがありません。

関根信：だって1リッターも使ってないであれしてんだよ。なんでここ住んでんの？住んでいる実態があるわけじゃない？これじゃあ。

中屋敷：居住実態がないという見られ方をするというのは、当然されると思います。

関根信：素直にちゃんと話してよ。

高木功：ちょっと待ってくださいよ。そういうふうに恫喝するような言い方やめていただきたいんですけど。

関根信：いやあなたが言ってんでしょ今後弁護士であれするからって。それだから言っているわけ、自分でちゃんと責任取りなさいって言ってるの。

中屋敷：先ほど関根議員もおっしゃいましたけども、弁護士立てて団と争うということであれば、一度団を離れてもらうよ。

高木功：いや、そういうふうに言ってるわけじゃなくて。

中屋敷：いやそういうふうに仰ったよ。

高木功：争うと言ったわけじゃなく。

中屋敷：いや、だって説明できないから弁護士入れますっていうのは争いますよっていうことだよ。

高木功：いや、そういうふうに誤解しないでいただきたい。

中屋敷：誤解じゃないよ。あなたが弁護士を入れますって、僕らは何も言ってない状況に言ってんだよ。

高木功：預からしていただければと思います。

中屋敷：預けられないだろ。

内沼博：これ令和2年度も政務活動費を使ってたんですか？

高木功：そうです。

内沼博：これなんで、まるっきりないときあるんですか？

高木功：下水道費はですね・・・

内沼博：いや、下水道費は分かるよ。違う、電気代って毎月毎月でしょ？

高木功：そうです。

内沼博：まるっきり使ってないってことは、このとき一切・・・

高木功：そういうわけじゃなくて、恐らくこれは領収書が見つかってないということです。要するに領収書を添付してないってことです。

関根信：これ一切使ってないよ。

中屋敷：基本的に申し上げると、誓約違反であるということは事実としてあると。それは受け取ってもらわなければなりません。それから弁護士のお話をなさいましたが、我々は任意の団体でありまして、考え方を同じくするものが、より集まって、自由民主党議員団を形成しております。そういう中で、弁護士を入れる、入れないっていうのは、それはあなたの自由かもしれませんが、とはいえ、1人の議員としての責任という部分を鑑みれば、そういうふうに「弁護士を入れて今後の交渉をします。」と言うならば離団を促さざるを得ない。これは私が管理議員会の委員長及び幹事長としての所感としてお話をさせていただいています。これ以上の説明はないということよろしいですか。

高木功：はい。私も今申し上げたように、意見が食い違ってるっていうだけでありますので、私が申し上げたのと、先生方の言っていることが違ってるんで・・・

新井豪：事実の白か黒かってね、もうこの際もはっきり明確に、もしかしたらできないかもしれないけど、これオンブズマンだとか、例えば選挙管理委員会が実態調べてアウトになるときってあるじゃないですか？これオンブズマンとか、選挙管理委員会の案件になったら、これ完全アウトだと思うんです。今までの事例からいって。

内沼博：そうですね。

高木功：それはご承知のように。あるのか、どうかっていうところは結局裁判になったり、何とかしてということにはなると思うんですけれども、結論から申し上げれば私は今皆さんに申し上げた説明しかできないっていうのが、精一杯のことです。現に住んでいるし、しかしそれについて違うだろって言われても、いや住んでいますってそういうふうなことしか言えない。

中屋敷：僕はそうは言ってなくて。住んでいらっしゃる実態がつかめませんねっていうお話をしています。

高木功：私は住んでおりますという風に言っても・・・

中屋敷：だからその部分は意見が合わない。客観的に判断すると、そういうふうに見えますよということでお話をさせていただいております。で、その先に、週末はどうしたとか、風呂は銭湯に行ってるかっていう話は、我々が聞くべき話でもないよね。

高木功：とはいえ、やはり言い訳というふうに分かれるかもしれませんが。

中屋敷：言い訳としか聞こえませんから、もう先ほど聞きましたんで大丈夫です。

高木功：分かりました。はい。

中屋敷：改めて管理議員会の委員長、それから幹事長として、私は団の判断に不服があるとするならば、離団をされて、弁護士なりを入れるということであれば、そういうふうにしていただいた方がいいと思います。考えてさせてくださいっていうことにはなかなかならないんじゃない。これは、高木議員には9月の段階で管理議員会を立ち上げるからねっていうお話を申し上げて、今日、私

は注意してお話させてもらっていますけれどもエレベーターのところですれ違ったときに、資料出てこないねって言ったら、前のものは探してもありません。でもそのことを私に一度でも連絡をしてくださったことはなかったですよ。それはお認めになられますよね？私は案件として預かっていて、皆さんを招集して会議を開かねばならない状況ですよというお話は申しあげました。そして今日じゃないな、幾日か前に私の机の上に住民票を置いていただいて、そして移動の履歴がわかるようにということで、移動の履歴もはっきりしたと。その状況の中で計数的に見ると、居住実態が見えませんかという話に今なっているということはおわかりいただけますよね？こちら側が思ってること。

高木功：はい。

中屋敷：私はそういったことに鑑みて、離団をされて弁護士さんなりと相談をされてはいかがですか？という提案を今させていただきます。

高木功：今、離団という話がありましたけれども、非常に重いことなので・・・

中屋敷：いや重くはないよ、政治家ではあるんだから。

高木功：そうなんです、今私がすぐに離団しますというようなことは、ちょっと申し上げることは・・・

中屋敷：でも管理議員会のできることはここまでなんです。今最後に僕が離団をするとともに、弁護士さんなりってところとご相談したらいかがですか？っていうのは幹事長としても含めて言わせていただけてますけれども。この状況を説明が尽くされなかったというふうに我々は受け取らなきゃならないので、そうするとこの後、総務会開いていただくことになっちゃいますよ。

高木功：いや、ちょっと待っていただければ・・・

中屋敷：いや待てないよ。待てる理由がないんだから高木君。

高木功：分かりました。私自身先ほど申し上げた・・・

中屋敷：何ヶ月かかっているか知ってる？俺が話してから。避けられてるなと俺は思ったけど。

高木功：繰り返しになりますが、私が申し上げたことに納得いただかないのはもう、これは致し方ないことかなというふうに思っております。それは逆に私は本当に繰り返しになりますが、そうじゃないということしか申し上げられない・・・

中屋敷：高木さんね、僕が離団を促しさせていただいている理由は、総務会に諮って、その真摯な態度がないのであれば、除名だなんていうふうになっちゃうと君に傷がつっちゃうんじゃないかという心配もしていますよ。

高木功：はい。逆に言えばちょっと教えていただきたいんですけども、今、離団を促していただきましたけど。その離団をするか否かって今この場所で決めなくちゃいけないってことになるんでしょうか？

中屋敷：今日、議会最終日だからね。12月議会のね。じゃあいつまでにそれを判断するっていうんですか？

高木功：来週中になってどうでしょうか？

中屋敷：来週中にどなたと何の相談をされて決められるんですか？

高木功：もちろん支援者も含めて、後援会長も含めて、私のその後援をしてくれる方々にご相談をしなければ私も・・・

中屋敷：いや、一政治家という意味でこうやってお話を申し上げたのは、自民党離団しても自民党员ではあるでしょうし、自民党県議団離団してもだよ。自民党の県議会議員ではあるでしょうし、そ

ういったところで自分の思わざる部分のことを明らかにしていくっていう作業をしてもらった方がいいんじゃないのかな？

高木功：1点ちょっと教えていただきたいんですけどすいません。同じように諸井先生が除名をされたことがあります。そのときに彼も今、自民党の議員であるというふうなことは、党員であるっていう言い方は述べております。しかし自民党の県議会議員であるっていうふうな認識っていうのは私もしておりませんし・・・

中屋敷：いや、あなたがしてるかどうかじゃなくて、諸井さんは自分では自民党の議員だって言ってます。地元でもそういうふうにお話になってます。県議団ではないだけです。

高木功：そういうことだと思うんですけど、本当に申し訳ございませんが、今即答はしかねますので。

中屋敷：埒が明かないから総務会開いてくれって、(新井豪) 総務会長に言わないといけないのかな。

新井豪：総務会を開いて、高木功介先生がその返答の決断をするまで待ちましょうってなるのか、もしかして、その場で処分が決まるかもしれない。

中屋敷：そういう対応になるのも仕方ないよねって話になっちゃうのが、君にとってよろしくないんじゃないかなと僕は思ってます。

高木功：来週頭まで待っていただくことってできますか？

中屋敷：だからここはそれを待つところじゃないから。

高木功：では、今どういう風にそういう風に待つというか私の意見はここで離団をしますとか、しないというふうなことを申し上げなければならない？

中屋敷：ここは離団を申し受ける場所ではないので。

内沼博：アドバイスしてるだけです。

中屋敷：そうそう、僕は幹事長という立場も含めて、そういう選択肢があるんじゃないですかって提案をさせていただいているだけ。

高木功：わかりました承っておきます。

中屋敷：いや承るじゃなくて、そうすると次に、今日の状況の中、総務会長と一緒に今話聞いてくださってるわけで、会長だから会議を誘導するようなことは全くないというふうに私は信頼を申し上げておりますので、しかし、総務会で結論が出たことには従っていただかないわけにいかないんですよ。

高木功：はい。

中屋敷：わかりました？それでいいですね？

高木功：いえ、ちょっと待っていただければと思います。今、中屋敷先生がおっしゃったように、総務会から、いわゆる除名というふうな形の処分になる？

中屋敷：なるね。恐らく。

高木功：という風になるじゃないですか。そうすると私が離団勧告を受けて、じゃあ離団をいたしますっていうふうには言えば、総務課は当然開かれなわけですよ？

関根信：傷は少なくて済む。

中屋敷：離団はどこが受け付けるかっていう話です。

事務局：総務会です。

中屋敷：総務会が受けつける。では総務会を開いて、自ら離団をいたしますって言うてくれればそれでいいですよ。

高木功：それは繰り返してになってしまって申し訳ないんですけども、一兩日中とかそれぐらい待っていた
　　だくことってできないでしょうか？

中屋敷：そのために皆さんに集まらってという話になるわけだね。

高木功：そうですが私の・・・

中屋敷：もう何回も言うけど、資料のご提出をってお願いしても、出てこなかったじゃない。探しても
　　ないんだったらそれを言うてくれればいいんじゃない。だから俺が声を荒げたんだよあのとき。
　　何の報告もないんだから。それはやっぱり駄目なんじゃないの？団員として、幹事長が求めたこ
　　とに対してしっかりその返答をしてないっていうこと、それだけでも僕は困ったもんだなってい
　　うだけ以上の感情がありましたよ。だから冷静に話しなきゃと思って今極めて冷静に話しさせ
　　ていただいているつもりです。それはあなたの尊厳を認めているからこそです。けれども、大事
　　なことだから。政治家はその場で自分の身の振り方の判断が誰かに相談しないとできないって
　　いうようなやり方でやってたら、いつか駄目になります。これは僕の感想です。だからこそ、我々
　　が理念を持ってることは、そうじゃないんだということが立証できるのであれば、離団をされて、
　　そして弁護士さんと相談をするなりっていうやり方があるんじゃないですか？と私は思ってます。

梅澤佳：あとは離団して心機一転ね。

中屋敷：いや私はそう思うんです。離団であれば戻れる可能性がゼロじゃないんだから。除名だったら戻
　　れない。

高木功：分かりました。

中屋敷：今判断した方がいいと思います。

高木功：分かりました。では離団をいたします。

中屋敷：では総務会を開いていただいて。高木議員からのお申し出ということで。これは本人が出席しな
　　くてもいいの？

事務局：証人として。

中屋敷：では私がいきます。

高木功：もう一点よろしいでしょうか？

中屋敷：どうぞ。

高木功：これから団会議が開かれますけれども、勿論団会議で欠という形になると思いますが、私は当然
　　ながら、離団を承認された場合、その団会議は出なくていいってことでしょうか？

中屋敷：出なくていいね。総務会で承認された場合は出なくていい。

高木功：分かりました。

中屋敷：はい。よろしいですか？

高木功：はい。

中屋敷：そしたら、総務会長すいません20分からでいいかな？資料は回収します。

高木功：私は持っててよろしいですか？

中屋敷：それはご自身の結果だから持ってもらって構わないですよ。